

10月の窓口案内

助成や給付、減免措置のほか、生活上での相談など、市役所で受け付け。今月の特別なお知らせを紹介します。

臨時福祉給付金を支給

対象者は27年度の市民税(均等割)が非課税の人

問合せ 臨時福祉給付金専用ダイヤル Tel0570(666)602

消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人への負担を緩和するため、「臨時福祉給付金」を支給します。対象は、27年度の市民税(均等割)が非課税の人。

ただし、市民税(均等割)が課税されている人に扶養されている人や、生活保護受給者は除きます。申請期限は28年1月4日(月)までです。

公証人が相談に応じます

相続や遺言、金銭貸借などの公正証書に関する相談

問合せ 生活相談課 Tel(740)1333

中立・公正な立場でトラブルを未然に防ぐ公証人。公正証書の作成などで、あなたの生活や財産、権利を守ります。10月6日(火)午後1時～4時、公証相談週間(10月1～7日)に伴い、市役所2階の生活相談課市民相談室に相談所を開設。相続・遺言・金銭貸借などの公正証書に関する相談に応じます。

相談希望者は電話で10月1日(木)午前9時から同課へ申し込みを。先着6人。

行政相談所で相談を受け付け

あなたの意見を行政運営の改善に役立てませんか

問合せ 生活相談課 Tel(740)1333

行政相談は、国や独立行政法人、特殊行政法人などの仕事に関する苦情や意見などを受け付け、その解決を通じて行政運営の改善を図る制度です。

市では毎月第1月曜日と第3木曜日に行政相談(24ページ参照)を開設。10月19日(月)午後1時～3時、行政相談週間(10月19～25日)に伴い、アステ市民プラザでも特設相談所を開設します。

アステ市民プラザの証明発行休止 問合せ アステ市民プラザ Tel(740)1115

10月3日(土)・4日(日)は終日、設備保守点検のため、アステ市民プラザで証明発行ができません。

わが家の地震対策

まずは耐震診断から。診断にかかる費用は3,000円

問合せ 建築指導課 Tel(740)1205

市では、わが家の耐震性・安全性を確認する簡易耐震診断推進事業を実施しています。昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象で、診断費用は3,000円(木造戸建て住宅の場合)。

診断の結果、耐震性が劣ると診断された場合、市が実施する住宅耐震改修促進事業で一定の条件を満たす木造戸建住宅に限り、改修工事費などの一部に対し助成が受けられます。額は改修工事費用の4分の1(上限30万円)です。

また、県でも耐震改修促進事業を実施しています。助成内容は、戸建住宅の場合、設計費用の3分の2(上限20万円)と改修工事費用の3分の1(上限100万円)で、いずれも、11月16日(月)までに市役所5階の建築指導課で受け付けます。

医療機関での支払い額を減免

国民健康保険減免制度。条件に当てはまる場合相談を

問合せ 国民健康保険課 Tel(740)2006

国民健康保険では、天災・火災や事業の休廃業により収入が減少した状態で、入院などの高額な医療費の支払いが困難な場合、支払額を減免する制度があります。

下記の全ての条件に当てはまる人は国民健康保険課に相談してください。

◎対象条件

- ①天災や火災などの災害、事業の休廃止などによる収入の減少
- ②世帯の収入合計額が一定基準(生活保護基準額の1.3倍)以下
- ③世帯の預貯金合計額が一定基準(生活保護基準の3倍)以下

5年の後納制度を開始します

国民年金の保険料。申し込みが必要です

問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル Tel0570(011)050

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、10月1日(木)から3年限りの特例で開始します。

申し込みが必要で、老齢基礎年金を受給している人などは利用できません。

1月以降各種手続きに使用

10月5日(月)から個人番号制度が行われます。同時に個人番号は住民票の記載事項となり、必要時に本人の申し出により住民票に記載することができますようになります。28年1月以降は保険、年金、福祉の給付などさまざまな手続きで使われることになり、大切に保管してください。

届かない場合は問い合わせを

「通知カード」は、10月5日以降世帯ごとに順次、「簡易書留」で送付されます。封書の中身は次の通りです。

- ①個人番号の「通知カード」(世帯全員分)
 - ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 - ③説明書
- 受け取り後、必ず内容を確認してください。通知カード上の氏名などに間違いがある場合や「通知カード」が届かない場合は、市役所1階の市民課へ問い合わせてください。
- 取り扱いに注意を**
- マイナンバーは、法律で規定されている事務または限定的に明記された事務以外の利用、提供、収集が禁止されています。
- 3つの制限**
- ①目的外の利用制限
 - ②提供の求めの制限
 - ③特定個人情報収集制限

個人番号カード申請が始まります

通知カードと一緒に申請書が届きます

通知カードは行政機関の窓口などでマイナンバー(個人番号)を求められた際に利用可能ですが、本人確認を行うために運転免許証などの書類の提示が必要です。個人番号カードは1枚で、マイナンバーの提示と本人確認ができるので、交付申請をお勧めします。10月から受け付けを開始し、初回は無料で申請できます。

郵便での申請 通知カードに同封の「個人番号カードの申請書」に本人の顔写真を貼り付け、返信用封筒(地方公共団体情報システム機構宛)に入れて投函してください。

オンラインでの申請 パソコンやスマートフォンで、個人番号カード総合サイトの所定の申請フォームからオンライン申請ができます。

詳しくは通知カードに同封の説明書を確認してください。

マイナンバー制度利用に必要な通知カードが届きます

保険・年金・福祉の給付などの手続きで使用

10月5日以降「簡易書留」で送付します

市では、28年4月以降、個人番号カードを利用し、コンビニで住民票の写しや印鑑証明書、戸籍証明、税証明など一部の証明書を取得できるよう準備。夜間・休日にも証明書の交付を受けられます。個人番号カードの申請には通知カードに同封の申請書を返送する必要があります(オンライン申請可)。

問合せ コールセンター Tel0570(783)578
市民課 Tel(740)1340
通知カードの送付・個人番号カードの申請窓口
通知カードの送付・個人番号カードの交付
※問い合わせ先は10月1日(木)から開設

地方公共団体情報システム機構

Japan Agency for Local Authority Information Systems(J-LIS)

地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。全国各市町村が個人番号制度の一部事務を共同委託している国指定団体で、通知カードの作成・送付、個人番号カードの発行などの事務を行っています。

ください。
カード交付の手続き 28年1月以降市民課から交付通知書が届いた後、指定の窓口で本人確認書類と通知カードなどを持参すると、受け取ることができます。詳しくはカードの交付通知書送付時に案内します。

カードの用途 マイナンバーを記載した書類の提出や、さまざまな本人確認の場面で利用できるほか、ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Tax(確定申告)などの電子申請にも利用できます。

住民基本台帳カードの交付を終了 12月18日(金)をもって住民基本台帳カードの交付申請の受け付けを終了します。現在お持ちのカードは、券面の有効期限まで利用できます。ただし、電子証明書の新規交付・更新はできませんので、注意してください。

